

藤枝市週休 2 日工事（土木工事）実施要領

（目的）

第 1 条 この要領は、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場における休日確保型工事の実施に伴い必要となる経費を適切に計上することにより、週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境の改善を目的とする。

（対象工事）

第 2 条 この要領の対象となる工事は、藤枝市が発注する土木工事標準積算基準書により積算する土木工事及び土地改良工事積算基準並びに治山林道必携により積算する農林土木工事（電気通信設備工事、機械設備工事、通年維持工事及び災害復旧工事を除く。）とする。

（用語の定義）

第 3 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付け期間を除く。）までの期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (2) 休工期 対象期間の日数において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された日（巡回パトロール・保守点検等、現場管理上必要な作業のみを行う日を含む。）をいう。
- (3) 現場閉所率 対象期間における休工期の割合（休工期数／対象期間日数）を別表のとおり百分率で表示したものをいう。
- (4) 週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上（現場閉所率が 28.5%以上になることをいう。以下同じ。）に相当する休工期を取得したと認められる状態のことをいう。

（発注）

第 4 条 週休 2 日工事の発注は、工事担当課長が対象工事の範囲内で選定して行うものとする。

2 前項の規定により発注するときは、藤枝市週休 2 日工事（土木工事）の取扱いに関する特記仕様書を作成及び添付し、4 週 8 休以上の達成を前提とした補

正係数により費用を計上するものとする。

(県要領の準用)

第5条 前条第2項の補正係数は、静岡県が定める「週休2日推進工事積算要領」の規定を準用するものとする。

(実施方法)

第6条 週休2日工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の休工日取得計画表を監督員に提出しこれに基づき施工を行う。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度、変更した休工日取得計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、休工日及び現場閉所率について確認を行う。この場合において、4週8休以上の休工日が確保できなかった場合には、現場閉所率に応じた費用計上による減額変更契約を行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年2月18日から施行する。

附 則 (令和3年6月25日 通達)

この要領は、通達の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上
休工日数	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上